

研究実施者募集要項（2026 年度版）

公益財団法人 松籟科学技術振興財団（以下「当財団」という。）は科学技術に関する調査・研究の実施者に所要の研究助成金を交付するものである。

1. 助成対象研究

下記の一般研究課題に関する研究を助成対象とする。

- 課題A 植物有用成分およびバイオマス資源の高度利用に関わる研究
- 課題B エレクトロニクスの次世代を担う材料および周辺技術に関わる研究
- 課題C 持続可能な社会を実現する有機系新素材およびその機能化に関わる研究

2. 応募の資格

- (1) 日本に居住し、国内の国公立大学、国公立研究機関あるいはそれに準じる研究機関に所属する常勤の研究者。
- (2) 応募する研究テーマについての計画、実施に主体的に関わる研究者で、申請時の研究期間を通じて当該助成研究を継続できること。
期間内の異動および研究継続が困難となった場合には、当財団にその旨報告すること。
その際の対応については、「7. 助成金の使途について」及び「8. 異動、退職等で研究を中止した際の対応について」に従うこと。
- (3) 研究機関長の推薦を受けた45歳以下（原則）の研究者（学生、院生は除く）。
- (4) 本助成金を受けた者は、受けた年度より起算して3年間は応募することができない。
- (5) 同一の研究テーマで他の機関・財団に助成申請することは差し支えない。
ただし、他の機関、財団から資金援助（含科研費）を受けている或いは受けることが決まっている場合は、その団体名を記入すること。

3. 研究助成金額、件数

助成金額は1件当たり200万円とし、16件程度を予定している。

4. 申請方法

別に定める研究助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に記入の上、下記申請書提出先メールアドレス※に送信する。申請書はPDFおよびWordにて送付のこと。

なお、スキャンデータではなくWordからPDF出力し、電子印鑑を押印したものであればPDFのみの提出で可。

メール送付の際に必要であればパスワードを設定のこと。

※shorai-joseikin@harima.co.jp

5. 選考の方法および選考結果の報告

各課題を専門分野とする選考委員にて一次評価を行い、その結果に基づき**12月に開催する選考委員会**において採択者を選定し、理事長が決裁する。

選考結果については、申請者のメールアドレス宛に採否を送信する。

6. 助成金の交付方法

交付対象となる研究等が選定された後、所属する大学或いは研究機関が指定する金融機関の口座への振込により交付する。**助成金は、当該年度の3月に交付する。**

交付した助成金については、採用対象の研究テーマに使用されたのであれば、研究等の目的の成功または不成功にかかわらずその返還を求めない（ただし、研究報告書の提出は必要）。

7. 助成金の使途について

- (1) 申請書記載の研究目的達成のために必要な経費であれば、使途については制限しない。

- (2) 助成金の使用期間については、特段の理由がない限り2年後の研究報告提出までとする。

- (3) 当財団からの助成金は、原則として全額を研究費に充てられるよう、所属機関内で間接的な経費についての免除手続きを行う。

8. 異動、退職等で研究を中止した際の対応について

- (1) 助成金受給者が転職等で助成対象の研究テーマを継続できなくなった際には、速やかにその理由を報告し、下記の対応を行うこと。
 - 1) 助成研究が継続できなくなるまでに使用した助成金の金額・使途及び残額の報告
 - 2) 当財団指定の口座への残金の返金
 - 3) 助成対象の研究テーマについての活動実績について報告書を作成し提出
- (2) なお、異動先の大学或いは公的研究機関にて申請テーマの研究を継続する場合は、給付した助成金を異動先の研究機関に移管できる。

9. 研究等成果の帰属

研究等の実施過程において取得した工業所有権の実施権の許諾およびその条件については、研究等の成果を広く普及活用する観点から進めることとし、産業財産権は原則として当該研究実施者に帰属する。

10. 申請書の提出

助成金の交付を申請する者は、次の事項を承知したうえで申請書を提出する。

- (1) 研究等の実施は、あらかじめ当財団に提出した申請書に従って実施する。
- (2) 当本財団から求められた場合は、一定の様式に従い実施状況の報告を行う。
- (3) 研究等の実施過程において申請書に変更を生じた場合は、当財団に報告し承認を受ける。
- (4) 研究が終了した時は、当財団に報告を行う。
2026 年度助成研究（2027 年 3 月に助成金交付）については、2029 年 7 月に報告を行う。
- (5) 申請書に従い研究等を実施しなかった場合、その他交付の趣旨に反した行為を行った場合は、助成金の返還を行う。
- (6) 助成研究が終了次第、助成金の使途について申請書の使途項目に沿って報告する。
- (7) 助成研究成果の一部もしくは全部を報文または学会等で発表する場合、当財団より助成を受けたことを明記し、その報文等（或いはコピー）を当財団に送付する。

11. 問い合わせ先 **（申請書提出先アドレスと異なりますのでご注意ください）**

公益財団法人 松籟科学技術振興財団 事務局

(TEL) 06-6229-0966 (FAX) 06-6227-1030 (E-MAIL) shorai@harima.co.jp

(ホームページアドレス) <https://www.shorai-foundation.or.jp/>